

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例に基づく 許可(新規・変更・譲受)の電子申請について

○大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例に基づく申請及び届出手続きのうち、以下のものについては電子申請により受付を行っています。

・特定事業新規許可申請手続き ※要手数料65,000円	・特定事業水質・土壌検査報告書の提出
・特定事業変更許可申請手続き ※要手数料33,000円	・特定事業廃止(休止・再開)届出書の提出
・特定事業譲受許可申請手続き ※要手数料33,000円	・特定事業完了届の提出
・土砂等搬入届書の提出	・特定事業着手届の提出
・特定事業土砂等管理台帳の提出	

○上記の電子申請では申請者情報の入力の後、Word、ExcelやPDFファイル等による提出書類の添付が必要となりますので、申請前に各手続きで必要な書類データをご準備いただくようお願いします。

○上記の手続きのうち※印がついているものについては申請の際に手数料の納付が必要です。

○手数料の支払いについて申請後、ご案内いたしますので、クレジットカードまたはペイジー(Pay-easy)により納付をお願いします。

※書面での提出も従来どおり可能です。書面で提出する際は管轄の保健所(部)に提出してください。

○問い合わせ先

(1) 土砂条例の申請・届出に関すること

特定事業場の所在地	窓口	連絡先
別府市、杵築市、日出町	東部保健所	0977-67-2511
国東市、姫島村	国東保健部	0978-72-1127
臼杵市、津久見市	中部保健所	0972-62-9171
由布市	由布保健部	097-582-0660
佐伯市	南部保健所	0972-22-0562

特定事業場の所在地	窓口	連絡先
竹田市、豊後大野市	豊肥保健所	0974-22-0162
日田市、九重町、玖珠町	西部保健所	0973-23-3133
中津市、宇佐市	北部保健所	0979-22-2210
豊後高田市	豊後高田保健部	0978-22-3165

(2) 電子申請の操作、利用者登録等に関すること

大分県電子申請ヘルプデスク 連絡先: 097-506-2457

申請の事前準備について

申請にあたっては、事前に申請用アカウントを作成する必要があります。

○アカウントの作成については、以下のホームページを参考にしてください。

<https://www.pref.oita.jp/site/denshishinseiportal/denshishinsei-faq0002184756.html>

○ログイン方法については、以下のホームページを参考にしてください。

<https://www.pref.oita.jp/site/denshishinseiportal/denshishinsei-faq0002184759.html>

The screenshot shows the login interface for 'Graffer スマート申請' (Oita Prefecture). The page title is '大分県 ログイン' (Oita Prefecture Login). It is divided into two main sections: 'Grafferアカウントをお持ちの方' (For those with a Graffer account) and 'Grafferアカウントをお持ちでない方' (For those without a Graffer account). The first section offers three login methods: Google, LINE, and email address, each with a corresponding icon and a button. It also includes links for 'Grafferアカウント規約' (Terms of Service) and 'プライバシーポリシー' (Privacy Policy), and a link to 'ログイン方法について教えてください' (Tell me about the login method). The second section provides information about the benefits of creating an account and a button for '新規アカウント登録' (New account registration).

Graffer
スマート申請

大分県 ログイン

Grafferアカウントをお持ちの方

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#) をお読みのうえ、同意してログインしてください。

Googleでログイン

LINEでログイン

メールアドレスでログイン

[ログイン方法について教えてください](#)

[GピズIDでログインする](#)

Grafferアカウントをお持ちでない方

Grafferアカウントに登録すると、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。アカウント登録は無料です。

新規アカウント登録

■以降では電子申請を行う際の入力の流れについて、特定事業新規許可申請を例として紹介します。

項目の入力について①(申請者情報の入力)

【共通事項】

必須 が表示されている項目は必ずチェックまたは、必要事項を入力してください。

申請者の情報

申請者の種別 必須

個人

法人

申請者氏名 必須

郵便番号 必須

ハイフンなしの半角7桁で入力してください

① 「郵便番号から住所を入力」を押すと、住所の一部が自動入力されます。

申請者住所 必須

① 自動入力後、番地、マンション名、部屋番号など、住所の続きがあれば入力してください。

メールアドレス 自動入力

preview-demo@example.com

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

- 必須**
- ・どちらかに必ずチェックをしてください。
 - ・画面の例は個人の場合のものになります。氏名、郵便番号、住所を入力し次に進みます。(法人の場合は法人の名称及び法人の住所を入力します。また、メールアドレスはアカウントに登録されたものが自動で入力されます。)

- ・必要事項を入力し、 をクリック
- ・入力漏れがある場合は、エラーが表示されます。(以下同様)

項目の入力について②(連絡先の入力)

入力フォーム

電話番号 必須
申請内容に確認が必要な際に連絡することがあるため、連絡可能な電話番号を入力してください

097-506-3117

連絡用メールアドレス 任意
申請内容に確認が必要な際に連絡することがあるため、連絡可能なメールアドレスを入力してください

00000000000@00000

0/400

一時保存して、次へ進む

< 戻る

必須

- ・ご提出いただいた書類について確認が必要な場合にご連絡させていただくことがありますので、連絡可能な電話番号の入力をお願いします。

- ・左記の例は個人の場合のものになります。法人の場合は、法人の代表者、申請のご担当者様についても入力をお願いいたします。

○法人の場合の表示

申請法人代表者 役職・氏名 必須

代表取締役社長 大分 太郎

担当部署名・担当者氏名 必須

〇〇〇〇課 大分 次郎

電話番号 必須
申請内容に確認が必要な際に連絡することがあるため、連絡可能な電話番号を入力してください

097-506-3117

前ページで入力したメールアドレス以外の連絡先を登録したい場合、こちらに入力をお願いします。

入力し終わったらクリックしてください

項目の入力について③(申請書類の添付)

必要な書類の添付

添付できる電子ファイル1個の最大サイズは10MBまでとなっております。ファイル分割してもデータのサイズが大きすぎて添付ができない場合は大分県東部保健所(0977-67-2511)あて連絡をお願いします。

必須 最大10件まで入力可能

1件目

書類の名称 **必須**

許可申請書、添付図面①、添付書類①など

必須

添付できる電子ファイル1個の最大サイズは10MBまで

ファイルを選択…

+ もう1件追加する

- ・このページで申請書データの添付を行います。 **必須**
- ・事前に作成した申請書の電子データ(Word、Excel、PDF等、Zipファイル可)を添付してください。
- ・ **ファイルを選択…** ボタンを押すとファイル選択画面が開きますので、添付するデータを選択し「開く」ボタンを押してください。
- ・電子申請で添付できるファイルは1件あたり最大10MBです。
- ・ **+ もう1件追加する** ボタンを押すと、ファイルを添付するためのフォームが最大9件まで追加で表示されます。

原本の提出が必要な書類 **必須**

以下の書類については、原本の提出が必要です。別途下記の住所まで郵送してください。

郵送先：〒874-0840 大分県別府市大字鶴見字下田井1-4-1 衛生課あて

- ・ 法人の登記事項証明書
- ・ 特定事業区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- ・ 土壌の検査に係る計量証明書

同意として以下の項目にチェックしてください。

上記の書類について原本を郵送します ※発行日より三か月以内、コピー提出不可

- ・申請書に添付する書類のうち、以下のものについては原本の提出が必要です。 **必須**
- ・ 申請者の住民票の写し(法人の場合登記事項証明書)
 - ・ 申請者が未成年の場合は法定代理人に住民票の写し
 - ・ 特定事業区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
 - ・ 土壌の検査に係る計量証明書
- ・ 上記については別途郵送等により管轄保健所の窓口まで提出をお願いします。

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

一時保存して、次へ進む

< 戻る

入力し終えたらクリックしてください

■以降については特定事業許可申請(新規・変更・譲受)のみの手続きになります。

項目の入力について④申請手数料の確認

申請手数料

申請手数料について 必須

許可申請に際して、1件につき65,000円の手数料が発生します。

お支払いについては、申請後こちらから請求いたしますので、請求受領後にお支払いください。

お支払い方法についてはクレジットカード決済またはPay-easy（ペイジー）決済がご利用可能です。

請求受領後に申請手数料65,000円を支払います

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

一時保存して、次へ進む

< 戻る

・特定事業許可申請については以下のとおり申請手数料が必要です。

必須

- ・特定事業**新規**許可申請 : 65,000円
- ・特定事業**変更**許可申請 : 33,000円
- ・特定事業**譲受**許可申請 : 33,000円

・内容を確認し、チェックボックスにチェックを入れて次に進んでください。

・電子申請の許可申請手数料は、クレジットカードまたはペイジー(Pay-easy)による納付のみ可能です。

・申請手数料の納付は申請内容に不備がないことを確認した後に、支払い依頼メールを送付します。

申請受付完了

・申請後は以下のような受付お知らせメールが送信されます。

「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例 特定事業新規許可申請」の申請を受け付けいたしました。申請内容を確認後、順次処理を行いますので、今しばらくお待ちください。

また、申請いただいた内容について不明な点がある場合、当課からご連絡させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

■ 申請の種類

大分県 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例 特定事業新規許可申請

■ 申請日時

2024-〇〇

申請の詳細は、以下のURLからご確認いただけます。

https://  申請内容確認用URL

申請内容は、当該URLのリンク先から確認できます。

申請についてご不明な点がある場合は以下までご連絡ください。

大分県生活環境部環境保全課

Tel : 097-506-3117

e-mail : a13350【@】pref.oita.lg.jp

※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できかねます。

※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファーが大分県公式サービスとして運営しています。

※ ご不明点やご質問は、大分県で受け付けています。大分県まで直接お問い合わせください。

▼ 送信者に関する情報

株式会社グラファー

Copyright © Graffer, Inc.

申請手数料の支払いについて①

- ・申請内容や添付書類等に不備がない場合、申請手数料の支払い依頼を行います
- ・支払い依頼は以下のようなメールが申請時のメールアドレスに届きます。

「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例 特定事業新規許可申請」の支払いを行ってください。

■ 申請の種類

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例 特定事業新規許可申請

■ 合計金額

65,000 円

■ 申請番号

申請番号が表示されます

申請番号に間違いがないかご確認ください。

■ 支払い依頼日時

2024-〇〇

以下のURLから支払いを行ってください。

https:// XXXXXXXXXX 支払用URL

URLのリンク先にアクセスし、申請手数料をお支払いください。

■ 大分県からのメッセージ

申請のあった大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例に基づく特定事業新規許可申請手数料のお支払い依頼です。
△月△日(△)までにお支払いをお願いします。

- ※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できかねます。
- ※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファーが大分県公式サービスとして運営しています。
- ※ ご不明点やご質問は、大分県で受け付けています。大分県まで直接お問い合わせください。

▼ 送信者に関する情報

株式会社グラファー

Copyright © Graffer, Inc.

申請手数料の支払いについて②

- ・支払い依頼メールの中のURLにアクセスすると、以下のように支払い画面が表示されます。
- ・金額をご確認の上、「支払いに進む」をクリックしてください。

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例 特定事業新規許可申請

申請基本情報 申請内容 支払い情報

明細

日時	費目	金額
	合計	0円

支払い一覧

65,000円 支払い待ち [支払いに進む](#)

 詳細を確認

金額を確認し、「支払いに進む」をクリックすると支払い手続きに進みます。

申請手数料の支払いについて③

- ・手数料に明細と支払い方法が表示されますので、金額をご確認いただき、クレジットカードまたは、ペイジーによる支払いのどちらかを選択してください。
- ・ペイジーによる支払い方法についてはページ右下の「Pay-easy(ペイジー)とは」をクリックしてご確認ください。

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例 特定事業新規許可申請

支払い依頼の確認

支払いの明細

費目	金額
土砂条例新規許可申請	65,000円
合計	65,000円
非課税	65,000円

支払い方法

支払い方法の選択 必須

クレジットカード

ペイジー

[Pay-easy\(ペイジー\)とは](#) 

どちらかを選択してください。

ペイジーの詳細は、こちらをクリックしてご確認ください。

申請手数料の支払いについて④

- ・クレジットカードによるお支払いの場合、カード情報を登録して、支払い手続きを進めてください。
- ・お支払いが完了すると、「支払い一覧」項目の金額横に「支払い済み」と表示されます。

○カード情報登録画面

支払い方法

ご利用可能なクレジットカード

VISA JCB ① ② ③ ④

カード番号 必須

1234 5678 9012 3456

月 必須 年 必須

選択 選択

セキュリティコード 必須

123

キャンセル 更新する

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例 特定事業新規許可申請

申請基本情報 申請内容 支払い情報

明細

日時	費目	金額
2024年08月22日 15:44	土砂条例新規許可申請	65,000円

合計 **65,000円**

非課税 65,000円

支払い一覧

65,000円 **支払い済み**

詳細を確認

支払が完了した場合、「支払い済み」と表示されます。

手続き完了

- ・県にて申請手数料のお支払いが確認できた後に、申請手続きの完了処理を行います。
- ・申請手続きが完了したときには、申請したメールアドレスに以下のような「申請処理完了」メールが届きます。
- ・申請処理完了メールが届きましたら、申請者様による手続きは完了です。県にて特定事業許可の事務手続きを行います。
- ・許可手続きが終了した際には、申請の際にご登録いただいたメールアドレスまたは電話番号にお知らせいたします。

「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例 特定事業新規許可申請」の処理が完了いたしました。

■ 申請の種類

大分県 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例 特定事業新規許可申請

■ 申請日時

2024-〇〇

申請の詳細は、以下のURLからご確認いただけます。

ttps:// **申請内容確認用URL**

※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できかねます。

※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファーが大分県公式サービスとして運営しています。

※ ご不明点やご質問は、大分県で受け付けています。大分県まで直接お問い合わせください。

▼ 送信者に関する情報

株式会社グラファー

Copyright © Graffer, Inc.

※修正がある場合もメールが届きますので、必要な修正を行い、再度申請してください